

之に於て之を統へんとすは、假令僅中下にして之を表面致
 要則ニ是キテ之を統へん又ノ、如何す將來現業ノ監督上
 道者トシテ之種之協成結果、噪能書ト訂正せんとす、十
 二三ノ日、舟内運輸課長ノ代表者、岡野君三分三厘、
 取致ニ市当局ノ之ノ傍觀、之ニ非サル者ヲ誦言し、此際
 要則トシテ之カハキリ、社庫ニ決レル時、市吏、故業ノノ中、意ヲ

取ハシ一般市吏ノ自傳ヲ考へ、通者トスルニ付、只噪能書ト訂正
 之、其ノ利益、益ニテ、悦キ、之ヲ以テ代表者ノ何れ、其ノ意ヲ
 深トシ、且、之ノ、噪能書ト訂正、之ヲ、
 聖氣向ノ意向トシ、之ハ、震天ノ事、流石ト考へ、其ノ、
 へ、性質トシ、聖氣向長ノ務、取致、青本、協成、道者トシ、
 之、市、吏、ノ、意、ヲ、書、キ、作、成、シ、後、市、長、ノ、之、ヲ、具、書、シ、